

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う災害派遣等従事車両の 高速道路の無料措置について

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う災害派遣等従事車両(災害ボランティアを含みます)の高速道路の無料措置を実施しています。

災害派遣等従事車両が高速道路の無料措置の適用を受けるためには、あらかじめ、最寄りの都道府県または市町村に申請し、「災害派遣等従事車両証明書」の交付を受けていただく必要があります。

なお、本件に係る被災自治体のホームページは別表 1 を参照してください。

1 対象車両

- ①自治体からの要請により、被災者の避難所又は被災した自治体の災害対策本部(物資集積所を含む)へ救援物資等を輸送するための車両
- ②自治体からの要請により、被災地の復旧、復興にあたるための人員、物資等を輸送するための車両
- ③自治体が災害救援のために使用する車両
- ④災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両

2 災害派遣車両証明書発行の手続きについて

○上記①～③の車両(災害ボランティア以外の車両)

あらかじめ、最寄りの都道府県または市町村に申請し、「災害派遣等従事車両証明書」の交付を受けてください

○上記④の車両(災害ボランティアの車両)

あらかじめ別表 2 の手続きにより、災害派遣等従事車両証明書の発行を受けてください。

3 高速道路の通行方法

- ・ETCレーンを通行せず、係員のいるレーンを通行してください。
- ・入口料金所においては、通行券を受け取ってください。
- ・出口料金所においては、通行券に証明書を添えて料金所係員に手渡してください。
(災害派遣等従事車両1台につき通行1回あたり1枚を提出してください)

※対象の高速道路は、被災自治体にご確認ください。

以 上

別表 1

■本件に係る被災自治体のホームページ

HTTP: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/hisaitikyuuennsharyou.htm>

別表 2

■災害ボランティアの車両における手続き

○ 被災地でボランティア活動をされる皆様におかれましては、下記の手続きを行っていただきますと、高速道路が無料で通行可能となります。

